

侵略者あるいは鬼の末裔として(7)

——日本人は中国・朝鮮で何をしたのか<その6>——

小泉雅英

■日本軍の性犯罪について

陸軍士官学校を卒業後、中国戦線で従軍した歴史家・藤原彰は、「降伏と決まった時には、天皇は当然、自殺すると思いました。ところが平然として、「国体を護持し得て」などと言っている。これはおかしいと思ったのが、私の思想が変わった決定的な原因でした」(*1)と述べている。その藤原は、かつての戦争について、「アジア太平洋戦争、とりわけ中国戦線における日本軍の戦争犯罪の特徴は、性暴力の異常な多さである。(略)近代日本の社会と、その中での軍隊が、著しく人権感覚を欠如していたこと、その中でアジア諸民族にたいする差別意識が意図的に養われたことなどが、性犯罪の背景にあったといえる。さらに予期しない戦争の拡大によって、軍隊が膨大な数に拡大し、素質、訓練が低下して、軍紀が乱れていったことも、性犯罪多出の温床になったのである」と指摘している(*2)。

この主題で何事かを書こうとすることは、とてつもなく気が重く、決意が必要だ。日本軍がかつて中国・朝鮮をはじめアジア各地で、多くの無辜の民を殺戮し、その地の女性を凌辱し続けたことは、今や多くの日本人の知る「常識」とも言える。ただし、その「常識」は、字義通りの「共通感覚(認識)」となっているかどうかは分からない。そんな中で、「戦後 77 年」ともなる現在、そうした鬼畜の非道を改めて確認し、問題提起することにも意味があると考え、以下、何とか書き始めることにした。本項目では、主に笠原十九司『南京事件と三光作戦』に依拠し、同書からの引用は頁数のみ示す。

＊

「日中十五年戦争において日本軍は、1000 万人以上といわれる中国軍民を殺害しているが、日本人が中国女性に加えた暴行、強姦、輪姦、性奴隷制等々の性犯罪による犠牲者の数も、膨大な数になると思われる。しかし、その全貌はまだ明らかにされていない」(p.92)。しかも、性犯罪は、日中十五年戦争に限っても、中国人だけではなく、多くの朝鮮人や、少数民族にも危害を及ぼしている。どのような民族に対してであれ、そもそも「婦人凌辱は軍規違反、犯罪行為と自覚したうえで実行されたがゆえに、文字記録として残すことはまずなかった」(p.91)のである。さらに、「幹部の中には、事件になると面倒だから、強姦したあと殺してしまえと指導する者が多かった」(*3)とも言われている。

こうした状況で、「中国においても、日本兵による性犯罪を証言し記録することは容易ではない。(略)被害者はもちろんのこと、その夫や肉親・兄弟をはじめとして一族の中国人にあたえた肉体的・精神的傷痕とその後遺症の深さゆえに、社会に知られることを拒否しようという衝動が働くからである」(p.94)。こうしたことを前提に、『侵華日軍暴行総録』(河北人民出版社 1995 年)から、笠原が山西省など 4 省を選び、「婦女凌辱の記述を拾いだして、さらに要約・整理し」(p.95)、作成した地域別一覧表によって確認したい。「同書は、中国の政治協商会議文史資料委員会が、省、市、

県にいたる全国の組織を動員して、1991 年から聞き取りや資料調査、収集(略)、その成果を集大成したものである。総頁 1,275 からなる本書は、日中十五年戦争期における中国民衆の被害に焦点を絞り、台湾、香港も含む中国全省において日本軍がおこなった暴行事件(略)について、原因、日時、場所、日本軍の部隊名と指揮官名と作戦目的、中国側の幹部・民衆の状況、暴行手段および中国側の犠牲者数と被害・損失額についてまで、統一した基準にもとづいて調査し、記録したもの」(p.94)である。「常軌を逸脱した残虐非道、野蛮で猟奇的な行為の事例の連続であり、(略)記すのも気が重く、躊躇されたが、被害者の中国民衆が記録した歴史事実を直視しなければならないと思い直している。大切なのは、そうした凄惨な事実から眼をそらすことなく、日本兵がどうしてそのような行為をおこない得たのかという原因を分析することであろう」(pp.119-120)。以下、地域別に数例ずつ抜粋する。

■ 日本軍の性犯罪の実態

(1) 河北省の事例 (pp.96-106)

- ・南和(1937.11.13)「国民党軍の抵抗を受け、犠牲を出した報復。新妻を強姦し裸体を斬殺、人妻を強姦し割腹、強姦に抵抗した婦女の局部を銃剣でえぐる」
- ・定県(1938.2.11)「京漢鉄道両側に無人区を設定時。童女から 60 歳の老女まで村の女子の大部分を凌辱。3〜4 時間も輪姦され歩行不能になった者も、女性何人かは恥辱のあまり井戸へ身投げ、首吊り」
- ・冀県(1939.6.17)「夫を殺害して妻を輪姦、18 歳の娘を輪姦」
- ・安国(1940.7.14)「八路軍工作区への掃蕩時。4 人の若い婦女を裸にして凌辱」
- ・平山(1941.9.12)「抗日根拠地の掃蕩作戦時。他村からの避難民の若い婦女を引き出し、裸にし凌辱後刺殺、数十名の婦女を強姦後一人一人刺殺」
- ・深県(1942.6.16)「抗日ゲリラ村への掃討作戦。若い婦女を凌辱、輪姦数日後に死亡した婦女も。20 数名の婦女を日本軍の駐屯地に連行、凌辱」
- ・寛城(1943.5.中旬)「無人区政策に抵抗する村民の肅正作戦。強姦阻止の夫を殺害、抵抗した妻を残虐に殺害、娘を輪姦後絞殺。凌辱を逃れた主婦、溪谷に投身自殺」
- ・肅寧(1944.8.20)「八路軍に日本軍小部隊が殲滅させられた報復。新婚妻を裸にして輪姦、めった斬りにして殺害」

(2) 山西省の事例 (pp.106-118)

- ・天鎮(1937.9.12)「県城を侵攻、占領後。強姦された姉妹首吊り自殺。15 歳少女輪姦殺害」
- ・大谷(1938.3.10)「婦女 70 余名を凌辱、輪姦後、薪を局部に挿入して致死。10 余名の婦女を麦干し場に集め裸にして弄び、72 歳の老女を含めて 5 人を輪姦」
- ・定義(1939.9.17)「村の抗日幹部、抗日組織の捜査を名目の「花姑娘」狩りで娘 3 人を輪姦殺害、乳房両手切断」
- ・興県(1940.12.21)「掃討作戦下に老若を分かたず凌辱。祖父に孫娘を強姦するよう刀で脅迫、

抵抗した婦女を大瓶に縛りつけて輪姦。11 歳少女は長期の歩行困難に」

- ・孟県(1941.4.29)「抗日根拠地の村の略奪、掃蕩。刺殺した人妻の下腹部を切り裂く」
- ・五台(1942.3)「抗日根拠地の村を 9 日間にわたって掃蕩。婦女 50 余名を捕らえ、棒に湿った白布を巻き局部に挿入したのち、集団で輪姦」
- ・安沢(1943.10.06)「抗日根拠地太岳地区にたいする大規模な燼滅掃蕩作戦。村民 54 人を広場に集めて全員裸にし、11～54 歳の婦女全員を輪姦、兵 10 余人で刺殺競争」
- ・胡岩山(1944.9.28)「共産党勢力の掃討作戦。15～60 歳の婦女 72 人を輪姦、1 少女は重病に、1 少女は性病をうつされ、発育不全でのち死亡」

(3) 山東省の事例 (pp.128-134)

- ・済陽(1937.11.14)「一婦人を裸にして樹に縛りつけ、乳房を斬り取って殺害。3 名の纏足の婦女を輪姦後、腹を割いて殺害。一人の女性は輪姦されて井戸に投身自殺」
- ・兌州(1938.1.4)「七名の婦女を輪姦、生理中の女性も輪姦し、生涯子どもを産めない体にする」
- ・微山(1939.9.1)「村を襲撃、逃げ遅れた婦女のほとんどを強姦、沼辺の葦に隠れていた娘を輪姦、沼に投げ入れ溺死させる」
- ・海陽(1940.2.3)「洞に隠れていた姉妹を引き出し長女の服を剥ぎ取ったが、胸を両手で隠したので両手指を切り落とし、最後は下腹部を刺殺。次女を裸にして凌辱」
- ・東明(1941.5.5)「妊婦を強姦しようとしたが、老母とともに抵抗したので、二人を射殺、陰部と乳房を刀でえぐり、胎児も出す」
- ・文登(1942.3.26)「農家に隠れていた若い女性 5 人を強姦、負傷して動けない 18 歳の女子の衣服を剥ぎ取り、乳房、下腹部を突き刺して惨殺、19 歳の少女を輪姦して殺害」
- ・河澤(1943.10.18)「衆目注視のなかで 15 歳の婦女を輪姦、陰部にコーリャン殻を挿入、最後は刺殺」
- ・臨邑(1944.11.2)「悪事に來た日本兵に民兵が発砲したことへの報復として村を襲撃、多くの婦女を凌辱」

(4) 湖北省の事例 (pp.135-140)

- ・麻城(1938.10.26)「妊婦が沼に逃げたのを岸に引き上げて強姦。草むらに隠れていた 18 歳の娘を発見して輪姦後銃剣で刺殺」
- ・鐘祥(1939.3.3)「占領した山地の頂上にトーチカを築かせ、そこへ良家の婦女を拉致してきて強姦、強姦に抵抗した 1 人の婦女の乳房を切除、頭にランプの油をかけて焼殺」
- ・棗陽(1940.5.8～26)「老婆に女性探しを強要したが拒否されたうえ、その老婆を強姦しようとして抵抗され、軍刀で陰部を刺し殺害」
- ・峰口(1941.5～42)「搜索を口実に民間の婦女を強姦。42 年に峰口慰安所を設立、少女や女子青年を強奪して來て慰安所に閉じ込めて日本兵の性の慰みものにした。1 人の婦女を日本兵 6、7 人で輪姦、20 余歳の寡婦を拉致してきて輪姦、下半身の着衣を許さなかった」(後略)

＊ ＊

以上は、膨大な記録の抜粋に過ぎないが、おぞましいと言う他ない。もはやこれ以上の事例は不要だろう。問題は、このような性的犯罪を重ねた「多くの元日本兵が、戦後の日本社会において、(略)沈黙をまもり、罪や良心の呵責にほとんど苦しむことなく生活できたのはなぜか」(p.171)ということだ。かつてのベトナム戦争では、米国に帰還した退役軍人たち(war veterans)が、戦場での殺人など激しい暴力の記憶(トラウマ)に囚われ、「市民生活」に適応できず、PTSD から薬物に溺れたり、銃乱射事件などを起こす者も少なくなかった。しかし、戦場から帰還した日本人の多くは、かつての殺人・略奪・強姦・放火などの体験を、深い記憶の底に沈めたまま、何事もなかったかのように、戦後の社会で生涯を終えていった。その差異は、何なのか。

言うまでもなく、戦場であっても、掠奪や強姦は犯罪である。とりわけ、「強姦殺害は死刑にあたるほど重罪とされたのである」(p.120)。陸軍刑法(1908 年施行)では、「戦地又は帝国軍の占領地に於て住民の財物を掠奪したる者は 1 年以上の有期懲役に処す 前項の罪を犯すに当たり婦女を強姦したるときは無期又は 7 年以上の懲役に処す」(第 9 章第 86 条)、さらに「前 2 条の罪を犯す者人を傷したるときは無期又は 7 年以上の懲役に処し死に致しめたるときは死刑又は無期懲役に処す」(第 88 条)と定められていた(p.120)。ただし、同刑法は 1942 年 2 月に改正され、「強姦の罪」が明示されたが、強姦が「無期又は 1 年以上の懲役」へ、「人を傷したるとき」は「無期又は 3 年以上の懲役」へ、「死に致しめたるときは」は「無期若しくは 7 年以上の懲役」(前同)へと、すべて量刑が軽減されているが、その理由は分らない。

このように「強姦行為は軍規で厳しく禁止されていた」(p.120)ことは確かだったが、「日本軍の婦女凌辱行為は明らかに部隊単位から最小限は 2 人以上のグループで実行された。(略)結局は日本の軍隊そのものが陸軍刑法に規定された厳禁行為を組織ぐるみで犯して恥じるところのない、いわば軍規弛緩を常態とする軍隊だったのである。日中戦争における日本の軍隊が、食糧物資の現地調達という略奪主義を採用した前近代的な軍隊であったため、中国女性の貞操の略奪行為を流行させた。また大義のない侵略戦争に兵士を駆り立て、兵士個人の命を武器よりも軽く扱い、兵士の人権や精神を無視して強行な戦闘を長期にわたって強いたため、上官たちは兵士の不満や反発のはけ口として、性犯罪を利用、黙認したことがあった。このように日本軍そのものが「強姦の軍隊」という性質をもった軍隊であった」(pp.120-121)。ある兵士は、「どうせ死ぬのだから、何をやっても構わない、やりたいことをやっておくのだという心境から、性欲を処理し、残虐行為をして憂さを晴らすという、人間として低次元な方向に走ったのだ」(p.125)と述懐している。

以下、加害者(兵士)の証言を確認したい。

■加害者の証言

1. 浅見昇一氏の場合

1919 年生まれ、兵役検査で甲種合格、1940 年 1 月に現役召集、山西省孟県へ。北支那方面軍独立混成第 4 旅団第 14 大隊第 2 中隊に所属。3 カ月の新兵教育では、「鉄拳と体罰による動物的な訓練を施し、上官に盲目的に絶対服従する兵士に仕立てあげていく(略)。さらに暴力と制裁

とイジメの嵐のなかで、人間性を喪失し、理性や道義心を失い、権力と暴力を絶対とする兵士に「改造」され、上級には奴隷のように服従し、下級には威張りちらして暴力をふるう人間となり、のちには弱者である中国民衆にたいして非情な侵略・加害行為が平然とできる兵士に」(pp.173-174) になった。

「四年間にわたって山西省孟県の山奥の分遣隊陣地を転々とした。(略)食糧を現地調達、すなわち付近の村落から略奪してこなければ生きていけなかった。そのため 1 週間に 1 回あるいは 3 日に 1 回という割合で、部落掃蕩の名目で略奪にでかけた。(略)部落掃蕩に入ると、通常はほとんどの女性は逃げていたが、もし女性が発見されれば、兵隊は食べる物よりも女性のほうに手をだし、5~6 人で輪姦した。掃討中に農家の戸を開けて、女性がいれば、飯を食わなくても強姦した、腹が減って倒れそうなときでも、女性を見れば欲情がわいて強姦した」(p.176)。

大規模掃蕩作戦の出動命令が出ると、「身動きできないほどの弾薬、食糧、スコップ、ツルハシなどをもって完全武装し、気の遠くなるような道路を徒歩で行軍しなければならなかった。銃弾は 1 会戦分 120 発、計 240 発を携帯して出発するが、やがて疲れて歩行が苦しくなると、いちばん重い銃弾をまず捨て、つぎに靴下に入れていた 3 日分の米を捨てる。身軽になった代わりに空腹に苦しみられ、行軍中に部落を見つけると蜘蛛の子を散らすように食糧の略奪に入った。しかし、いくら空腹であっても女性を見つければ追いかけていって強姦した」(p.177)という。また、「中規模の掃蕩作戦に従事していたとき、ある部落で大休止となった。行軍には 1 里歩くごとに 15 分の小休止と、食事をとるための 30 分の大休止とがある。(略)部落に入り、(略)一軒の農家で 40 歳くらいの女性を見つけて強姦、隊にもどってさらに飯を食べ、30 分後にはまた行軍を続けた」(p.178)という。

2. 岩田和夫氏の場合

1920 年、千葉県の実業家に生まれる。1940 年 11 月、召集され、北支那方面軍独立混成第 10 旅団第 44 大隊第 1 中隊に入隊、山東省済南の南方で初年兵訓練。朝から晩まで殴られるのが日課となった。「古年兵による鉄拳とリンチの訓練が、ふつうの市民を暴力的で非情な「皇軍兵士」に「改造」していく」(pp.181-182)。「体罰による動物的訓練を早く脱するためには、細かに巧妙に設定された昇進制度の階段を同期兵より早く這い上がって出世していくのがいちばんの保障となった。そのためには、人間の感性や理性を早く捨て、非合理で暴力的な軍隊組織に早く適応」(p.182)することであった。

「新兵の肝試し」といわれる殺人訓練を受け、「一人殺すと度胸がつき、2, 3 回同じような刺殺訓練をすると、もう人殺しに慣れた」(p.184)。「縛りつけて無抵抗な状態にある中国民衆や捕虜を犠牲にして、新兵自身は戦死の恐怖のない安全な立場で、刺殺をおこなって殺人の恐怖を克服し、しだいに戦場の殺し合いにも慣れさせていく仕組み(p.184)だった。「初年兵教育第一期 3 カ月で上官の命令に盲目的に従属する奴隷人間になり、第二期 3 カ月で殺人、掠奪、放火という戦争犯罪ができる人間になった」(p.185)。

「部落掃蕩作戦は剔抉作戦ともいった。(略)武器探しのさいは古年兵と初年兵が二人一組にな

って村の家いえを搜索して回る。古年兵は武器探しよりは女性探しに力を入れ、もしも女性を見つければ、古年兵は「俺がやったらお前にやらせるから」と初年兵を見張りに立て外を警戒させて、強姦する。(略)強姦は古年兵の「特権」とされ、二年兵までは強姦する権利がないという不文律があった。三年兵になるとほとんどの兵隊が強姦をするようになった」(pp.185-186)。「1 日 2〜3 回強姦する兵士がいたし、1 日 5〜6 里の行軍のときでも、女性を見つけると大休止のときに抜け出して強姦して、また隊列に戻ってくる兵士もいた」(p.186)という。

「平時の兵役は 2 年から 3 年で満期が過ぎたので召集解除退役になるはずであったが、4 年たっても帰還できないことへの絶望感のようなものがあつた。「自分は死ぬかどうかわからない、それならば、やりたいことをやっておこう。(略)」と罪悪感をもたなかった。」(p.190)という。

「日本軍は(略)のべつまくなしに性犯罪を犯したというわけではない。強姦が処罰されず黙認される地区＝抗日根拠地・ゲリラ地区と、強姦が処罰され、厳禁されている地区＝日本軍占領地区とをはっきりと区別していた。(略)このようにコントロールができたから、日本に戻れば日本社会に適応して、強姦などはまったくしないでいられたのである」(p.190)。また、「中国女性だから、強姦してもかまわないという民族差別の意識もあつた」(p.191)と証言している。

3. 赤木三郎氏の場合

1920 年、埼玉県農家に生まれる。20 歳になった 1940 年夏、兵役検査を受け、独立混成第 10 旅団独立歩兵第 43 大隊第 2 に中隊に入隊、山東省棗荘で初年兵訓練を受ける。「そのころ、日中戦争から帰還した兵士が(略)「戦地に行けば支那女性が強姦できる」と自慢話、手柄話をしていたから、召集兵たちは戦地に行けば好き勝手なことができると思っていた。しかし、(略)いやくとも自分たちは皇軍兵士であり、正義の戦争に行くのだから、そのようなことをやってはいけないという思いがあつた。そのときは、自分が非戦闘員を殺すことになるなどとは考えてもいなかった。(略)結婚を誓った初恋の人がおり、童貞のまま出征した。彼女の手前、中国でもけっして女を買うまいとかたく決心していた」(p.195)。

第一次 3 カ月、さらに 1 か月の第二次の初年兵教育を終え、その後は常に作戦に参加。「閉鎖的な兵営生活で古年兵の暴力と陰湿な制裁に痛めつけられていた初年兵たちは、作戦中はそれがなかったので、戦死の恐れよりむしろ「解放感」を覚えた」(p.196)という。

1944 年になって戦局の推移からこの戦争は勝利の見込みがないと思うようになった矢先、上官将校から山東省にアメリカ軍の上陸に備える陣地を構築する計画があることを聞いたとき、(略)もしもアメリカ軍との決戦になれば玉砕になる可能性があつた。「どうせ生きて帰れないならば、許嫁の彼女のことはどうでもよい、(略)やりたいことをやり、人並みに女遊びをやっておこう」という思いに駆られるようになった。その後は、禁欲の堰を切ったように、女性を買うようになった」(p.200)という。

出征時には許嫁のために貞操を守ろうと決意していた彼が、強姦を楽しみとする下士官に変わったのはなぜか。その心理を自ら次のように分析している。「①相手が中国人女性だからかまわない、日本に帰っても自分が言わなければ、身内や知人にはわからないことだ(略)。②日本の国内ではできないことをやって、自分のみやげ話として強姦を体験しておきたい、という気持ちもあつた。

③戦争だから仕方がないのだ、戦争とはこういうものなのだ(略)抗日根拠地・ゲリラ地区では何をやっても罪にならないという意識があった。④強姦は(略)軍隊では上官の黙認のうでみんながやっている行為であり、自分だけやらないのもつまらない、(略)みんながやっていることだと考えると罪の意識は軽くなった。⑤長年の経験から(略)強姦してよい場所と場合、強姦してはいけない場所と場合をわきまえれば、強姦してもまったく軍紀・風紀の問題にはされないことがわかった」(pp.204-205)。さらに、「女性是国内でも買えるが、強姦はこの中国の戦場でなければできない、日本ではできないことをしたいという衝動(略)中国人女性だから強姦してかまわないという征服者の優越感、蔑視意識のようなものもあった」(pp.205-206)という。「慰安所での性行為の体験が、若い盛りの自分の性欲をいっそう刺激し、1週間に一度の休日の慰安所行きでは物足りなくなり、敵性地区に討伐に行けば強姦できると、掃討作戦への出動を楽しみにするようにさえた」(p.206)とも告白している。これが皇軍兵士の実態だった。

4. 新井正代氏の場合

1919 年、埼玉県の農家(小作人)の 6 男として生まれ、1939 年応召。元第 59 師団第 111 大隊下士官。「1945 年 4 月、山東省東昌県において、私は指揮班長として中隊と共に作戦に出ていた。本部からの食糧の配給がとだえている上に、前に通過した部隊が食糧になる物はみな略奪し尽くして、部隊には穀物、野菜、豚、鶏など何一つ見つからず、兵隊たちは疲れ果て腹をすかし、気持ち荒れていた。私は 2 日前から 18 歳ぐらいの中国の娘を連行させていた。毎日自分の慰みものにしていただが、いずれは何とか「処置」しなければならぬことは分かっていた。このまま殺してはつまらない。私は一つの考えを思いつき、それを実行した。私は娘を裸にして強姦し、その後、包丁で刺し殺し、手早く肉を全部切り取った。それを動物の肉のように見せかけて盛り上げ、指揮班を通じて全員に配給したのである。兵隊たちは人間の肉とも知らずに、久しぶりの肉の配給を喜び、携行していた油で各小隊ごとに、揚げたり焼いたりして食べた。」(*4)

5. 菊池義邦氏の場合

1938 年入営、1940 年盛岡陸軍予備士官学校教導隊に入校、下士官教育を受ける。千葉県佐倉歩兵第 57 連隊第 1 機関銃中隊陸軍伍長となったが、1942 年 4 月、動員下令を受け、新しく編成された第 59 師団(対八路軍専門の特殊部隊)として、中国大陆へ渡る(重機関銃分隊長兼馬掛輸送下士官)。泰山の麓、良質な無煙炭の炭鉱(三菱が経営)がいくつもある泰安で、最初の「掃討剔抉」(三光作戦)に参加。同年 8 月、河南に移動。「その分隊には慰安婦が 1 人配属になりました。性欲処理だけではないのです。炊事、洗濯など家事いっさいを手伝わせるためです」(*5)

ある「劳工狩り」の時、「約 100 キロにわたって、20 万の日本軍が横一列に展開を終わった。そのまま一斉に前進し、半島の先端まで八路軍を追いつめるというもので(略)、陸軍が追いつめ、海軍は海岸線を封鎖し、海軍航空隊が偵察するという大がかりなものであった。(略)包囲にきざって厳命されたことは(略)①18 歳以上の壮年男子は殺さずに捕らえること、②断髪的女性は殺さずに捕らえること(略)。左右の兵との間隔は 3~4 メートルぐらいでしょうか。こうして十数万の兵が横

に並んだまま一斉に前進するのです。(略)ウォー、ウォーと喊声をあげて前進しました。文字どおりのウサギ狩りですね。(略)あたり一面のコウリャン畑で、コウリャンの殻が、畑のあちこちに積んでありました。部隊はすぐに火をつけてまわりました。これはあのころの定石だったのです。その中に隠れていた女、子供、老人が煙にむせて飛びだしてきました。子供、老人はひとまずおき、女はすべて捕まえました。攻撃前進中のことで、強姦などしている余裕はありません。裸にして、その局部に人参やコウリャン殻を押しこむということをやったのです。兵もおもしろがってやりましたが、私自身もやりました。こうして女はほとんど凌辱死、悶絶死させるというのが常でした」(*6)

以上に見たように、「日中戦争における日本軍の侵略行為は、中国の女性にとっては性と生命の二重の蹂躪」(p.92)であり、日中十五年戦争とは、「性を蹂躪される危険に晒されつづけた時代」(*7)でもあった。被害は中国人女性に限らず、多くの朝鮮人女性にも及んでいたことは、言うまでもない。彼女たちは、朝鮮の故郷から様々な手段で連行され、人間としての自由を奪われた「セックス奴隷」として、日本の敗戦まで、身体的・精神的に凌辱され、蹂躪され続けたのだった。

今回は、日本軍の性犯罪の極限として、組織的・制度的に実行された、「軍隊慰安婦(＝性奴隷)」について確認したい。

<注>

*1) 藤原彰『天皇の軍隊と日中戦争』p.234

*2) 同上書 p.21

*3) 前同

*4) 中国帰還者連絡会編『私たちは中国でなにをしたか』p.131。この証言は、撫順戦犯管理所での「強制力ではなく、自己反省という自覚によってなされた。(略)各人が苦しんだ挙句、良心の目覚めによって到達した」(同書 p.3)「認罪」の過程で、口頭発表された報告の一部。管理所内の日本人にスピーカーを通して放送された。

*5) 森山康平『証言・南京事件と三光作戦』p.95

*6) 同上書 pp.100-102

*7) 笠原十九司『アジアの中の日本軍一戦争責任と歴史学・歴史教育』p.166

引用文献

*) 笠原十九司『アジアの中の日本軍一戦争責任と歴史学・歴史教育』(大月書店 1994 年)

*) 笠原十九司『南京事件と三光作戦』(大月書店 1999 年)

*) 中国帰還者連絡会編『私たちは中国でなにをしたか 元日本人戦犯の記録』(三一書房 1987 年)

*) 藤原 彰『天皇の軍隊と日中戦争』(大月書店 2006 年)

*) 森山康平『証言・南京事件と三光作戦』(河出文庫 2007 年)

参考文献

- ・岡部牧夫他編『中国侵略の証言者たち―「認罪」の記録を読む』(岩波新書 2010 年)
- ・桑島節郎『華北戦記―中国にあったほんとうの戦争』(朝日文庫 1997 年)
- ・本多勝一『中国の旅』(朝日文庫 1981 年)